

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

羽島市教育委員会

羽島市では、経済的な理由によって、羽島市立の小中学校等（義務教育学校の前期課程及び後期課程を含む。）に通うお子さんの就学にお困りで援助を希望される保護者の方に対し、学校で必要となる費用（学用品費など）の一部を援助する制度を設けています。希望される方は、次の説明をよくお読みいただき、教育委員会学校教育課までご相談ください。

1. 就学援助の対象となる方

羽島市立の小中学校等に在籍している児童・生徒の保護者のうち、次の①か②に該当し、援助が必要と認められる方です。

① 生活保護受給者世帯（要保護世帯）

② 次の事項に該当する世帯（準要保護世帯）等

※ 同一生計の世帯の状況と世帯全員の収入額から総合的に判断します

- ・ 生活保護が廃止または停止になった方
- ・ 市民税が非課税または減免されている方
- ・ 国民年金の掛金が全額減免または国民健康保険税の減免措置を受けている方
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ・ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方
- ・ 社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付を受けている方
- ・ 学用品・通学用品等に不自由しており、生活状態が極めて悪いと認められる方

2. 申請方法

援助を希望される場合は、**教育委員会学校教育課**にお申し出ください。

申請書は、制度の説明、生活状況等確認のための面談を行った上、教育委員会で交付します。また、申請書提出の際には、申請に必要な書類（※）の添付をお願いします。提出いただいた書類の内容に不明な点がある場合は、再度の面談、もしくは、関係機関（職場等）への問い合わせ、家庭訪問等をさせていただく場合がございます。ご理解、ご協力をお願いします。

3. 申請に必要な書類（※）

児童・生徒と同一生計世帯の全員の収入に関する証明書を提出してください。

給与収入のある方	現在の勤務先の給与明細書（直近3か月分）、賞与明細書、直近の源泉徴収票
無職・求職中・失業中の方	失業給付を受けている場合、雇用保険受給資格者証
自営業など事業所得のある方	直近の確定申告書の控え
年金を受給している方 （老齢、遺族、障害年金など）	直近の源泉徴収票、年金額改定通知書・年金振込通知書など （証明書類がない場合は、年金が振り込まれた通帳の写し）
児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書
国民年金の掛金の全額免除措置を受けている方	国民年金保険料免除承認通知書（日本年金機構発行）
生活福祉資金による貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書（社会福祉協議会発行）
借家にお住まいの方	【所在地、貸主、借主、家賃】の記載がある書類 ※保護者名義の賃貸契約書など

4. 審査結果の通知

申請書受理後、世帯の状況や収入額などを総合的に検討し、就学援助費の給付決定を行います。審査の結果については、認定・否認定にかかわらず、お子さんの通う学校を通して通知します。

5. 就学援助の種類、給付額、給付時期

年3回（6月・10月・3月）に分けて給付します。原則として、保護者の指定口座に振り込みをしますが、学校長が保護者の委任に基づいて代理受領をする場合があります。学校納付金に未納がある場合、学校長が代理受領した就学援助費を弁済に充てることになります。就学援助費は、申請月の翌月から給付対象となります。年度途中で認定となった場合は、月割での計算となります。

項目	給付金額（年額）		備考
	小学校等	中学校等	
学用品費および通学用品費	1年 11,630円 2~6年 13,900円	1年 22,730円 2~3年 25,000円	
(宿有)校外活動費	5年 3,690円以内	1~2年 6,210円以内	・交通費・宿泊料・見学料のみ ・年1回限り
(宿無)校外活動費	1~6年 1,600円以内	1~3年 2,310円以内	・交通費・見学料のみ ・年1回限り
修学旅行費	22,690円以内	60,910円以内	・交通費・宿泊料・見学料・その他経費として均一に負担するもの
新入学学用品費	1年 51,060円	1年 60,000円	・入学前の3月に支給
災害共済掛金	年額	460円	・5月1日時点における認定者のみ
体育実技用用具		柔道着または剣道用具	・体育の授業に使用するもの（上限あり） ・在学中一回限り。個人で購入した場合は領収書の提出が必要
P T A 会 費	実費（上限3,450円）	実費（上限4,260円）	・年2回にわけて支給 ・年度途中認定の場合、認定月以降分が対象
卒業アルバム代	6年 11,000円以内	3年 8,800円以内	・領収書もしくは支払を証明する書類の提出が必要
ヘルメット購入費		1年 2,000円	・自転車通学生徒対象（新中学1年生のみ）
自転車損害賠償保険料		1~3年 2,000円	・自転車通学生徒対象 ・5月1日時点において認定者のみ

※制度の変更により援助額が変更になる場合があります。

6. 注意事項

毎年申請が必要です

- ・就学援助は年度(4月~翌3月)ごとの申請になりますので、次年度以降においても受給を希望される場合は、毎年、申請の手続きが必要です。(継続申請の手続きについては別途通知します)
- ・生活や生活状況の好転、世帯構成に変更(転居・転出・婚姻・就職など)があった場合は、速やかに教育委員会にご連絡ください。変動の時期や内容によっては、返納もしくは再申請が必要です。
- ・就学援助は学校納付金が免除される制度ではありません。学校生活でかかる費用の一部を後払いで援助する制度です。月々の学校納付金を収めていただく必要があります。認定後3ヶ月間未納がある場合は就学援助を取り消すことがあります。
- ・不当に就学援助を受けた時は、就学援助の取り消しおよび援助費の返還をしていただく場合があります。
- ・必要な書類がそろわない場合、不備がある場合等は、受け付けることができませんのでご注意ください。

**就学援助は、学校との協力体制でお子さんが均等に教育を受けるための制度です。
申請内容はすべて在籍している学校にお知らせします。**

<問い合わせ先>

羽島市教育委員会学校教育課 TEL058-393-4674

月曜日から金曜日 8:30~17:15(土・日・祝日・年始年末を除く)